

坂井市国民保護計画

坂井市国民保護計画とは

坂井市国民保護計画は、平成16年に制定された国民保護法に基づき、武力攻撃や大規模テロ等から市民の生命、身体および財産を保護するとともに、市民生活に及ぼす影響を最小化することを目的としています。

坂井市国民保護計画の構成

本計画は、平常時の備えや武力攻撃災害時の対処、被災後の復旧に至る全6章の内容で構成されています。

| | | |
|-----|-------------|---|
| 第1章 | 総則 | 計画の目的や考え方、市の特性、市や関係機関の責務等について明記 |
| 第2章 | 平常時の備え | 訓練や備蓄、要配慮者の支援体制等、平常時の備えについて明記 |
| 第3章 | 実施体制 | 市の対策本部の設置に関する事、自衛隊等に対する応援要請、情報の収集、提供体制等について明記 |
| 第4章 | 避難及び救援 | 住民の避難、避難における配慮事項、避難住民への救援等について明記 |
| 第5章 | 武力攻撃災害への対処等 | 武力攻撃災害発生時の被害拡大防止、住民の保護、災害で発生した廃棄物等への対応等について明記 |
| 第6章 | 施設の復旧と生活の安定 | 武力攻撃による被害からの復旧・復興、住民の生活の安定等、被災者相談窓口の開設等について明記 |



左のマークは、国民の保護のための措置を行う人や場所等を識別するため、ジュネーブ諸条約等で定められた特殊標章（オレンジ色地に青色の三角形）です。

※坂井市国民保護計画は、ホームページにてご覧いただけます。



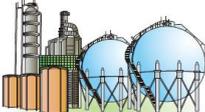
坂井市

国民保護措置に関する9つの基本的な考え方

本計画では、以下の9つの基本的な考え方に基づいて措置を行います。

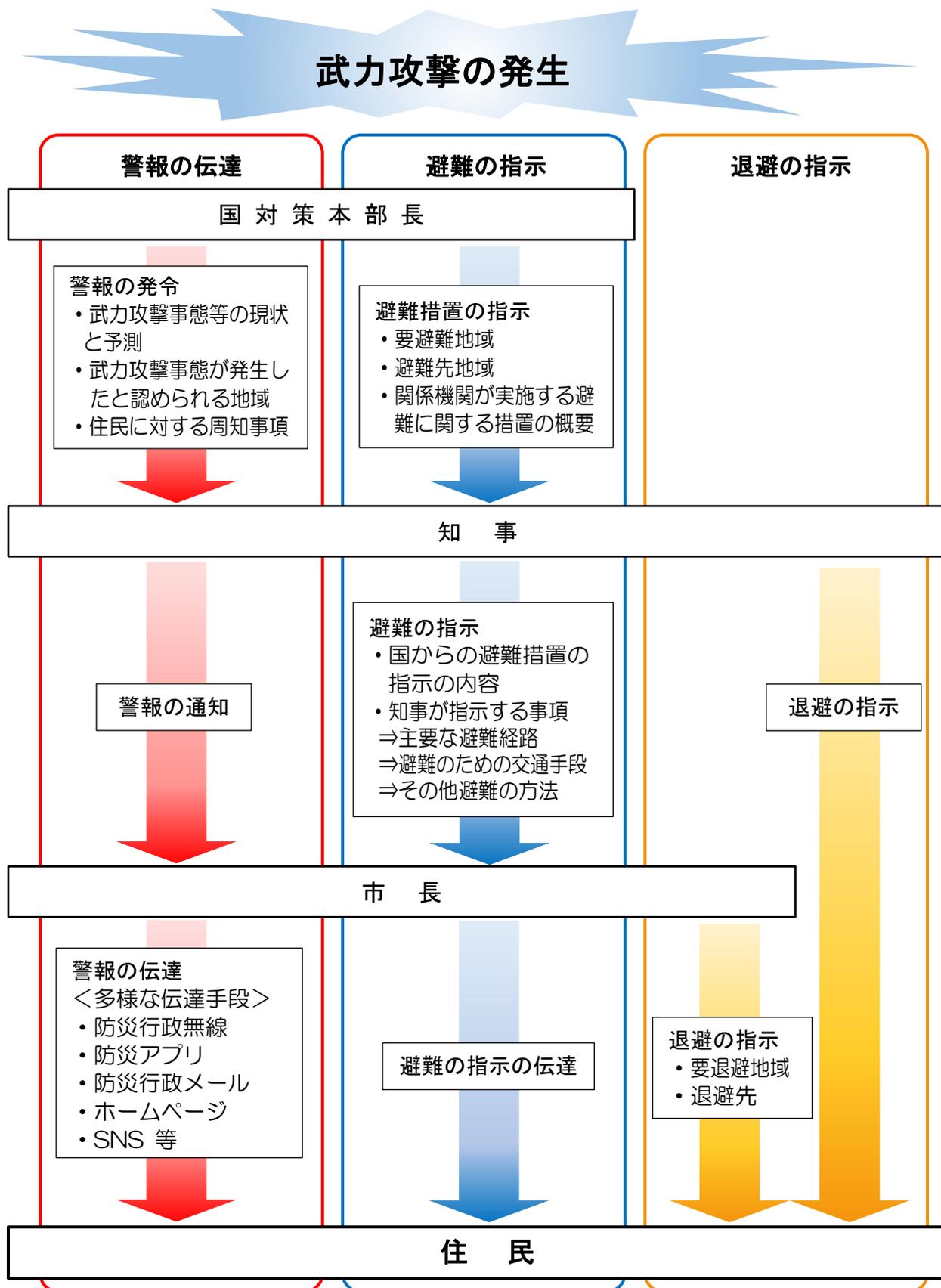
| | | | |
|---|-----------------------|---|----------------|
| 1 | 基本的人権の尊重 | 6 | 安全の確保 |
| 2 | 国民の権利利益の迅速な救済 | 7 | 初動時体制の確立 |
| 3 | 情報伝達体制の確立 | 8 | 国民の自発的意思による協力 |
| 4 | 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施 | 9 | 関係機関相互の連携協力の確保 |
| 5 | 指定公共機関等の自主性の尊重 | | |

坂井市国民保護計画が対象としている事態

| | | |
|--------------------|--------------------------------------|---|
| 武力攻撃事態 | 着上陸侵攻 |  |
| | ゲリラや特殊部隊による攻撃 |  |
| | 弾道ミサイル攻撃 |  |
| | 航空攻撃 |  |
| 緊急対処事態 (大規模テロ等) | 危険物を有する施設への攻撃 (原子力事業所、ガス貯蔵施設等) |  |
| | 大規模集客施設等への攻撃 (大規模集客施設、駅、列車、空港等) |  |
| | 大量殺傷物質による攻撃 (炭そ菌、サリン、水源地への毒素の混入等) |  |
| | 交通機関を破壊手段とした攻撃 (航空機による自爆テロ等) |  |

情報の伝達

市は、県からの警報通知、避難の指示を受けて防災行政無線や防災アプリ、防災行政メール、ホームページ、SNS等を通じて住民の皆さんへ速やかに伝えます。



住民の避難

武力攻撃事態等において警報が発令されたのち、さらに住民の避難が必要であると認められるとき、避難が指示されます。

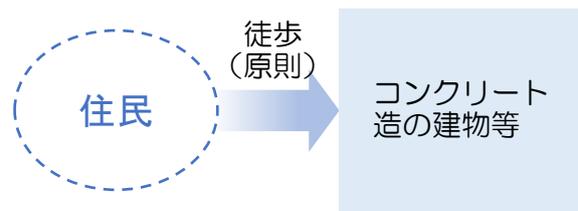
1. 屋内避難

自宅等の屋内にいる場合は、その場所にとどまる。屋外にいる場合は、近くのコンクリート造の建物等に屋内避難する。

【 屋内にいる場合 】

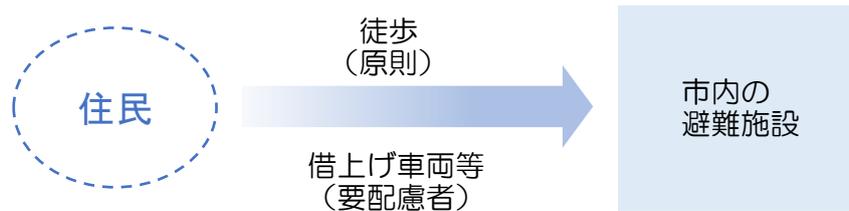


【 屋外にいる場合 】



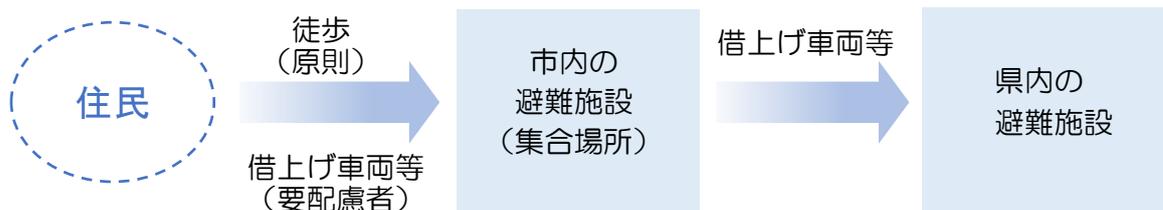
2. 市内避難

市内の避難施設へ原則徒歩で避難する。徒歩での避難が困難な要配慮者に対し、バス等の借上げ車両や公用車を補完的に使用する。



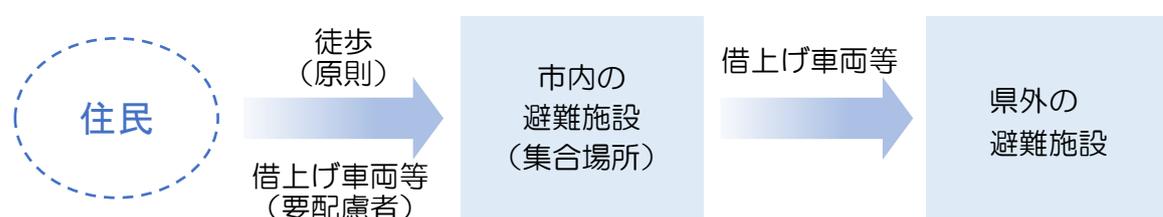
3. 県内避難

市内の避難施設への避難は、上記「2. 市内避難」と同様。市内の避難施設から、県内の避難施設までは、借り上げ車両や公用車を使用する。



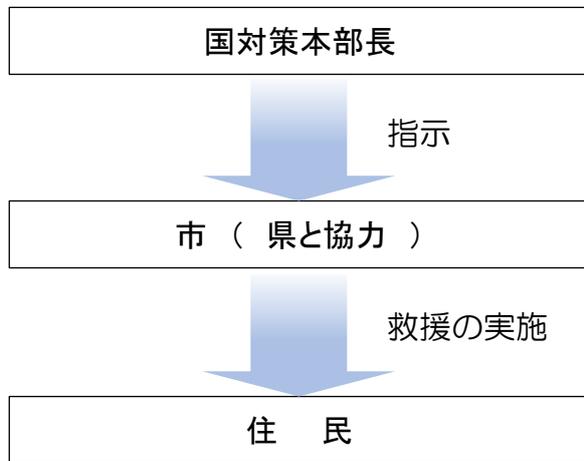
4. 県外避難

市内の避難施設への避難は、上記「2. 市内避難」と同様。市内の避難施設から、県外の避難施設までは、借り上げ車両や公用車を使用する。



避難住民等の救援

武力攻撃事態等により、住民の避難が行われた場合および武力攻撃災害により被災したとき、市は県と協力して食品や生活必需品の給与、医療の提供等を行います。



< 救援の内容 >

- ・ 収容施設（応急仮設住宅の供与）
- ・ 住宅の応急修理
- ・ 住宅の土砂等の除去
- ・ 通信設備の提供
- ・ 食品の給与、飲料水の供給
- ・ 生活必需品の給与・貸与
- ・ 医療の提供・助産
- ・ 学用品の給与
- ・ 被災者の捜索・救出
- ・ 埋葬・火葬
- ・ 死体の捜索・処理

復旧・復興

武力攻撃災害により被災した施設および被災地の早期の復旧・復興を図ります。また、被災者の生活の安定のため、必要な支援を行います。

被災施設および被災地の復旧・復興

- ・ 公共施設等のインフラの復旧
- ・ 大規模被災地の計画的復旧

被災した住民の生活の安定

- ・ 住宅の確保
- ・ 雇用機会の確保
- ・ 被災者総合相談センターの設置
- ・ 金融措置等

用語の解説

【 武力攻撃 】

我が国に対する外部からの武力攻撃

【 武力攻撃事態等 】

武力攻撃が発生した事態、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態、または事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

【 武力攻撃災害 】

武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害

【 武力攻撃原子力災害 】

武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質または放射線による被害

【 国民保護措置 】

武力攻撃から国民の生命、身体および財産を保護するため、または武力攻撃が国民生活および国民経済に影響を及ぼす場合において、その影響が最小となるようにするための措置

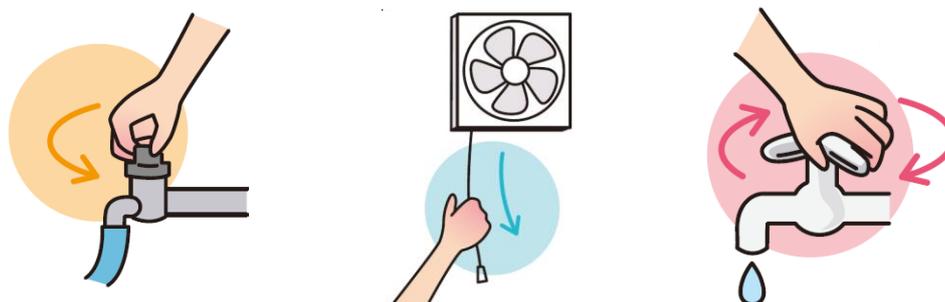
地域のみなさまのご協力をお願いいたします。

武力攻撃事態が発生したとき、市は県などの関係機関と連携して国民保護措置を行います。被害を最小限にするため、地域のみなさまのご協力をお願いします。

不審な人や物を見つけたら、警察や消防に通報してください

住民のみなさま

- 屋内にいる場合は、ドアや窓を全部締め、ガスや水道、換気扇を止めてください。また、ドアや壁、窓ガラスから離れて座りましょう。



- 屋外で自家用車等を運転中の場合は、出来る限り道路外の場所に車両を止めてください。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車両が通行できるよう、ご協力をお願いします。
- 避難時には、高齢者や障がい者等の要配慮者への支援をお願いします。
- 避難するため自宅から離れる際は、以下のことに留意しましょう。

- ① 家の戸締りをしましょう
- ② 運転免許証などの身分証明書を携行しましょう。
- ③ 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、避難時の持ち出し品を持参しましょう。
- ④ 感染症対策のため、マスクや消毒液、体温計を携行しましょう。
- ⑤ 近所の人に声をかけましょう。



事業者のみなさま

- 日ごろから施設の危機管理強化に努めてください。
- 警報等が出されたら、従業員や施設内の方々への情報伝達・避難誘導をお願いします。

「武力攻撃やテロなどから身を守るために」(内閣官房)を加工して作成

坂井市国民保護計画 概要版 (令和7年3月発行)

坂井市総務部危機管理対策課 (市役所本庁舎南棟3階)

電話 0776-50-3525 FAX 0776-66-4837 メール kikikanri@city.fukui-sakai.lg.jp